

職業紹介士（民紹協認定）資格試験に関する規程

制定	平成20年	3月18日
改定	平成21年	1月1日
改訂	平成23年	2月1日
改訂	平成24年	2月1日
改訂	平成24年	4月1日
改訂	平成25年	4月1日
改訂	平成25年	12月24日
改訂	平成26年	10月29日

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が行う職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験の制度を定め、職業紹介業務に従事する者について、社会的責任とコンプライアンスの認識及び適格紹介を行う上で求められる職業相談・指導の能力に関し必要な判定をした上で職業紹介士（民紹協認定）資格の認定を行い、もって業界全体のレベルアップと職業紹介事業及びこれに従事する者の社会的評価の向上を図ることを目的とする。

（職業紹介士資格認定試験の内容等）

第2条 職業紹介士資格認定試験（以下「試験」という。）は、通信教育と集合教育により実施する。

- 2 通信教育は、職業紹介を適正に行うために必要とする知識を得ることを目的として、次の6科目について事前に送付するテキストを各自が学習することにより行う。
 - （1）労働保護法制
 - （2）職業紹介と人権
 - （3）職業紹介事業制度
 - （4）個人情報保護
 - （5）職業指導と職業相談
 - （6）職業紹介におけるメンタルヘルス
- 3 集合教育は、通信教育終了者が一定期間、一定の場所に集合して、直接、講師から講義及び実技の指導を受け、必要な知識・能力を身につけることを目的として、次の方法により行う。
 - （1）集合教育の期間 3日間を原則とする。
 - （2）集合教育の場所 別途定める施設

(3) 集合教育における講義は、次の8科目とする。

- イ 職業紹介事業の意義・役割と労働市場の理解
- ロ 労働保護法制 (募集・採用及び雇用主が遵守すべき法制度)
- ハ 職業紹介と人権
- ニ 職業紹介事業制度
- ホ 個人情報保護
- ヘ 職業指導と相談
- ト 職業紹介におけるメンタルヘルス
- チ 求人者サービスと求人開拓

(4) 集合教育における実技は、事例研究とロールプレイングとし、各号に掲げる事項等について行う。

① 事例研究

- イ 職業紹介の場面において起こりうる各種事例を示して、グループごとに討議を行う。
- ロ グループごとの研究結果発表・討議による相互研鑽を行う。

② ロールプレイング

- イ 相談場面の実践として、ロールプレイングを行う。
- ロ 実践結果について、討議による相互研鑽を行う。

(職業紹介士の資格認定)

第3条 資格認定は学科試験及び実技試験により行う。

- 2 学科試験は、通信教育及び集合教育において実施する。
- 3 通信教育における学科試験の評価は、通信教育開始時に出題された問題又はテーマについて提出する答案等について行う。
- 4 集合教育における学科試験の評価は、科目ごとに講義終了実施する筆記試験により行う。
- 5 実技試験はファシリテーター等が実技の結果により評価を行う。

(受験資格)

第4条 試験を受験できる者は、厚生労働大臣の許可を受け又は届出をした職業紹介事業所において、原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上ある者又は職業紹介従事者としての経験が通算して3年以上の成人である者とする。

(受験手続)

第5条 受験希望者は、民紹協に対し受験申込書に必要事項を記入して申し込むものとする。

- 2 受験申込をした者には、民紹協より振込依頼書を送付する。

3 受験料の振込をした者には、受験票及び受験要領、テキスト等を送付する。

4 受験料は、次のとおりとする。

(1) 民紹協の会員 62,000円(消費税込)

(2) 民紹協の会員以外の者 81,000円(消費税込)

(職業紹介士資格認定委員会)

第6条 学科試験の問題及び実技試験の実施内容の作成、学科試験の評価基準及び実技試験の実技能力評価要領の作成、試験の執行管理並びに合否の判定は別途定める職業紹介士試験認定委員会が行う。

(試験の停止及び認定の取消し)

第7条 民紹協は、不正の手段により試験を受けた者に対して、その試験を無効にし、又は認定を取り消すものとする。

2 前項の不正を行った者が既に認定証書の交付をうけたときには、民紹協は、速やかに返還させるものとする。

(認定証書及び職業紹介士の称号の授与)

第8条 民紹協は、試験に合格した者を職業紹介士認定者登録台帳に登録し(登録された認定者を「認定登録者」という。以下同じ。)、認定証書及び職業紹介士(民紹協認定)の称号を授与する。

2 認定料は5,200円(消費税込)

(認定登録者の責務)

第9条 認定登録者は、職業紹介士としての知識、紹介能力の維持、向上を図るため、登録後一定期間(概ね2年)経過後民紹協が実施するフォローアップ研修を受講するものとする。

(認定登録の取消し)

第10条 民紹協は認定登録者が、職業紹介に関する法令違反行為その他職業紹介士としてふさわしくない行為をした場合は、本人の意見を聴取したうえで認定と登録を取り消すことができる。

(認定証書の再交付又は書き換え)

第11条 認定証書を紛失もしくは損傷したとき又は氏名を変更したいときは、認定証書再交付・書換え申請書に、次に掲げる手数料を添えて民紹協に提出し、再交付・書換えを受けることができる。

2 認定証書再交付・書換料

3, 100円（消費税込）

（秘密の保持）

第12条 この規程に定める試験の業務に携わる者は職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（書類の保存年限）

第13条 第8条に規定する職業紹介士認定者登録台帳は永年保存とし、その他の試験関係書類は完結の日から5年間保存するものとする。

（再受験）

第14条 職業紹介士の資格を一旦喪失した者のうち再度職業紹介士資格取得を希望する者で民紹協が承認したもの及び試験において不合格になった者は、再受験が出来るものとする。

2再受験については別途定める。

（雑則）

第15条 この規程の定める業務を行うために必要あるときは、規則を定めることができる。

付則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行し、第5回試験から適用する。

（第1回～第4回職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験認定者に関する経過措置）

第2条 第1回～第4回職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験認定者に対する取り扱いについては、この規程を準ずる。

付則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年12月25日から施行する。

付則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年10月29日から施行する。